

平成15年3月26日

金融庁 監督局 銀行第一課長
鈴木正規 殿

東京都千代田区丸の内1-3-2
株式会社 三井住友銀行
執行役員 個人統括部長
岸川 和久



「銀行法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について

当行は、顧客ニーズへの対応および余剰能力の有効利用の観点から、当行が取引先の個人・法人宛に発行している通帳・残高明細書・ステートメント・パンフレットに、当行業務提携先企業および取引先企業の委託を受けて、当該企業のために情報提供を行う業務の開始を検討しております。そこで、本件業務が、銀行法第10条第2項「その他銀行業に付随する業務」に該当し、よって同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、銀行法第26条、第27条に規定された不利益処分の対象に該当しないことを照会申し上げます。

1. 「通帳・残高明細書・ステートメント・パンフレットの余白部分を活用した当行顧客に対する当行業務提携先企業・取引先企業関連情報の提供業務」の具体的内容

検討している業務内容は、次のとおりです。

当行が取引先宛に発行している通帳・残高明細書・ステートメント・パンフレットの余白に、当行がその固有の業務に係る業務提携を行っている企業または取引先企業（以下、委託企業と総称）の情報を提供し、当行が当該行為の受託に係る対価を受け取る業務であります。

具体的には、新規預金者宛の通帳、預金・投資信託といった取引に関する残高明細書、取引内容に関する取引期日到来案内といった当行が銀行法第10条第1項各号に定められた預金、貸出の固有業務を遂行するうえで必要な書類に係る余白部分の活用を想定しております。

本件業務における情報提供内容は、委託企業が作製したものとし、具体的な内容としては、レジャー情報・旅行情報・リフォーム情報といった資産運用・決済関連の業務提携先企業情報や取引先企業情報を想定しております。また、本件業務の対象とする委託企業または情報提供内容については、公序良俗違反・法令違反等に該当する企業または情報提供内容を除外

すると共に、情報提供により他業の勧誘と見なされたり、銀行が他業を行っているといった誤認を招く委託企業や情報提供内容は除外することにより厳正に選定致します。

本件業務に係る権利・義務については、当行と委託企業との間で個別に、委託手数料、契約期間、情報提供内容、異例事態発生時対応についての契約締結を行うことにより規定するものとします。本件業務における委託手数料は、委託企業の情報提供内容掲載・印刷等に係る対価に相当するものです。

なお、実務的には、当行は広告に係る印刷作業を外部に委託しており、当該外部委託先（以下、事務委託先）が情報提供内容の印刷、発送等の対応を行っております。

2. 当該業務銀行法第10条第2項に定められている「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、同法第12条で定められている他業禁止規定に抵触しないと考える理由

本件業務については、事務ガイドライン1-6-4（8）において法第12条に定められている他業禁止規定に十分留意した上で、考慮すべき4点が示されていますので、以下の通り検討いたしました。

- (1) 当該業務について、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するものと認められること
(事務ガイドライン1-6-4（8）④)

本件業務は銀行が広告製作を実施するものではなく、銀行の固有業務の遂行に必要な経営資源である通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットに生じた余剰部分に広告を表示させる業務です。当行が提供している通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットは、当行が銀行法第10条第1項各号に定められた預金、貸出の固有業務を遂行するうえで必要な書類であり、本件業務は、こうした通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットの余白部分を活用するものであり、銀行が固有業務を遂行する上で、必要なものとして既に存在するものの、業務上使用しておらず取り除くことが不可能な部分等の余剰部分を活用するものであると考えます。

また、本件業務の運営については、提供情報内容の印刷・発送の実務を事務委託先に委託しているため、既存媒体の仕様変更のための新規の開発・投資を行う必要はなく、現在の業務運営体制を大きく変更するものでもありません。

したがって、当該業務は、銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するものと考えます。

(2) 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること

(事務ガイドライン1-6-4 (8) ③)

当該業務は銀行の固有業務を遂行するために必要な通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットを利用して情報提供を行うものであり、銀行が預貸金業務や為替業務などの固有業務を行うに当たり実施している情報提供と機能的な親近性があると認められます。

また、本件業務には事務ミスやシステム障害により広告主に対して契約不履行責任を負うリスクがあります。これは商慣行上の一般的な契約においても発生するリスクであり、他の一般的なケースと同様に対応することができます。また、銀行と事務委託先との契約において、事務委託先が損害賠償責任を負うことになっており、銀行にとって新たに重大なリスクが発生することはありません。このため、固有業務に伴う事務リスクやシステムリスクと異質なものとは言えない上、通常は固有業務においては金銭の受払に直接関連する情報を取扱うことが前提となっていることを勘案すれば、固有業務に伴う事務リスク、システムリスクと比較してもより小さいリスクと認められます。

また、本件業務を実施することによるリスクとしてはレピュテーションリスクが想定されます。レピュテーションリスクについては、銀行はこれまでも決済機能の提供による提携や合弁会社設立といった業務提携を実施するにあたって、提携先を公序良俗違反・法令違反の有無のみならず、銀行法第1条に謳われている銀行の公共性に鑑みて相応しくないことによるレピュテーションリスクを排除する観点で選別した上で、業績・財務内容・風評まで様々な角度から分析し、銀行が業務提携先から追加的にレピュテーションリスクを被らないように厳選してまいりました。本件業務においても、委託企業や情報を選定するにあたっては、公序良俗違反・法令違反等のおそれのあるものを排除することは勿論のこと、銀行の公共性・社会性に適合すること等の基準に沿って厳正に選定致します。これにより、現状よりも銀行のレピュテーションリスクを高めることにはならないと考えられます。

加えて、広告であることを明示する等十分な誤認防止措置をとることから仮に情報内容に関して損害賠償請求訴訟を提起された場合でも、そのリスクを委託企業に転嫁するため、最終的に銀行に損害が発生することはないと考えております。

したがって、本件業務については、銀行業務に伴うリスクと異質なリスクを負うことはなく、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められると考えます。

(3) 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものではないこと

(事務ガイドライン1-6-4 (8) ②)

本件業務は、預金・貸金残高のご通知といった固有業務を遂行する過程で、銀行が顧客宛連絡の手法のひとつとして利用している通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットについて、その余剰な能力を活用するものであり、本件業務は、本質的に、固有業務の規模を

超えるものではありません。

通帳・残高証明書・ステートメント・パンフレットは、そもそも預金、貸出等の固有業務の遂行を円滑化・補完するものであり、本件業務は、その正当に生じた余剰の範囲で行われるものです。加えて、本件業務を行うにあたって過剰な投資を行わないことから、業務の規模が固有業務の規模に比して大きくなることはありません。

また、本件業務の受託に伴い収受する手数料水準については、TV広告等と異なり、広告の対象が限定されていることもあり、一般の広告料との対比では、かなり低廉なものとなることが予想されます。

したがって、本件業務の規模は、預金、貸出といったその業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものではないと認められると考えます。

(4) 銀行法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるものであること

(事務ガイドライン1-6-4(8)①)

本件業務と固有業務の関連性・親近性について法第10条第2項各号と総合的に対比すれば、本件業務は固有業務を遂行するに当って顧客に情報を伝達する上で、不可欠な情報提供作業や文書・データ掲載作業を管理する業務と類似するものです。

また、業務内容が情報の提供に止まること、銀行の固有業務の遂行に伴って正当に生じた余剰の活用であること、銀行の固有業務の遂行に支障が生じるおそれがないことから、他業禁止の趣旨に照らしても問題があると認められず、法第10条第1項各号および第2項各号に準ずる業務と考えられます。

3. 照会者並びに照会及び回答内容が公表されることについての同意

当行は、本照会における照会者並びに照会及び回答内容が公表されることについて同意致します。

4. 照会先

株式会社 三井住友銀行 個人統括部 大田原 就太郎

以 上

別紙

通帳・残高証明書・ステートメント紙面イメージ

◆通帳

表面

若草太郎

裏面

他社情報

◆残高証明書・ステートメント・パンフレット

表面

裏面

他社情報

[illegible]